東京科学大学における実験動物の飼養及び保管に関する基本指針

令和７年９月１０日
動物実験中央委員会決定

（趣旨）

１　動物実験を取り巻く環境は年々変化しており、各種法令及び指針等に基づき、より適正に動物実験等を実施することが求められている。研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護の観点を踏まえた適正な体制の構築が必要とされており、上記を踏まえ、本学における実験動物の飼養及び保管については、原則、全学の動物実験共用施設である、湯島キャンパス 動物実験施設もしくはすずかけ台キャンパス バイオサイエンス統合支援施設（以下「全学施設」という。）で実施するものとする。

（実験動物の保管）

２　全学施設以外で、動物実験等に伴う実験動物の保管（以下「保管」という。）を行う場合、大学規定に基づき、動物実験地区審査委員会（以下、「地区委員会」という。）から動物実験室の設置等の許可を得る必要がある。ただし、NHP（Non-Human Primates:ヒトを除く霊長類）、ブタ、ウシ、イヌ、ネコ等のいわゆる「中大動物」については、原則、全学施設以外での飼養及び保管は認めない。

３　前項にて中大動物として例示した以外の動物種、かつマウス、ラット、モルモット、ウサギ以外の動物種については、飼養及び保管、または実験の開始を検討する前に、個別に地区委員会へ相談し、その飼養及び保管場所の整備について協議することとする。

（飼養保管施設の整備）

４　研究の多様性を確保するため、受益者負担にて、全学施設に希望の動物種の飼養保管施設を整備することは妨げない。